

華誠の法務ニュースレター



2021年06月 第21号

華誠の動向

再び優秀な成果、華誠が2021 ALB China の知的財産権ランキングにランクイン

華誠がプライバシーとデータ保護の分野でまた2021年「商法」卓越法律事務所大賞を受賞

Benchmark Litigation 中国紛争解決ランキングを発表、華誠が上海地区の知的財産権分野で上位にランキング

法律の動向

全国人民代表大会常務委員会にて「データセキュリティ法」が通過

最高人民法院が「人民法院オンライン訴訟規則」を公布

ネットワークとデータセキュリティ

両部門、ブロックチェーン技術の応用と産業発展の推進を加速

金融と証券

証券監督管理委員会が「証券市場参入禁止規定」を公布

知的財産権

国家知識産権局が「商標審査審理基準」について意見募集

両部門が「地理的表示の保護強化について指導意見」を発表



華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の渉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市渉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長樂路989号世紀商貿広場26階
郵便番号: 200031
電話: (86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス: (86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Webサイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街8号富華ビルDブロック5C
郵便番号: 100027
電話: (86-10) 66256025
ファックス: (86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街37号馬迭尔ビル18階A2室
郵便番号: 150010
電話: (86-451) 8457-3032
ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路279号208室
郵便番号: 730000
E-mail:gansu@watsonband.com

煙台事務所:

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園B3-703室 〒:
264000
E-mail:gansu@watsonband.com

広州事務所:

広州市天河区華夏路30号富力盈通ビル3708室
電話: 020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所:

鄭州市鄭東新区金水東路楷林IFC、A座12B階
電話: 0371-86569881

蘇州事務所:

蘇州ハイテク産業開発区科学技術パーク学森路9号5棟
507室
電話: 0512-68431110

成都事務所:

成都市高新区天府大道北段1199号成都銀泰中心3号館22
階2203、2204
電話: +86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

再び優秀な成果、華誠が 2021 ALB China の知的財産権ランキングにランクイン	4
華誠がプライバシーとデータ保護の分野でまた 2021 年「商法」卓越法律事務所大賞を受賞	4
Benchmark Litigation 中国紛争解決ランキングを発表、華誠が上海地区の知的財産権分野で上位にランクイン	4

法律の動向

全国人民代表大会常務委員会にて「データセキュリティ法」が通過	5
最高人民法院が「人民法院オンライン訴訟規則」を公布	5
国家知識産権局が「重大特許権侵害紛争行政裁決弁法」を制定公布	6

ネットワークとデータセキュリティ

両部門、ブロックチェーン技術の応用と産業発展の推進を加速	7
------------------------------	---

金融と証券

証券監督管理委員会が「証券市場参入禁止規定」を公布	8
---------------------------	---

知的財産権

国家知識産権局が「商標審査審理基準」について意見募集	9
両部門が「地理的表示の保護強化について指導意見」を発表	9
最高人民法院が知的財産権侵害訴訟で権利を濫用した原告が被告に合理的な支出を賠償する問題に回答	10

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情報の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知識産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機関が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

再び優秀な成果、華誠が2021 ALB China の知的財産権ランキングにランクイン

5月24日、トムソン・ロイター傘下の先端の法律雑誌「アジア法律雑誌」(Asian Legal Business)にて「2021 ALB China 知的財産権業務ランキング」(2021 ALB China IP Rankings)が発表された。華誠は知的財産権分野の専門的なサービス、優れた評判と優れた業績が再び当該ランキングで認められ、「特許」と「商標 / 著作権」の2大分野で共にティア2にランクインした。

華誠は特許と商標 / 著作権の訴訟及び非訟の分野において、これまでずっと優れたパフォーマンスを見せており、長年にわたり、各有名法律格付機関の知的財産権分野のランキングで上位を維持しているのは、並みならぬ成果の表われである。今年は華誠の知的財産権チームが代理した3つの事件が再び各級人民法院の年度典型事例に入選した。



華誠がプライバシーとデータ保護の分野で また2021年「商法」卓越法律事務所大賞 を受賞

5月18日、有名な法律メディアの「商法」にて「商法」卓越法律事務所大賞2021の選考結果が発表された。華誠は、データ法律サービスの分野における専門的な実力と優れたパフォーマンスにより、プライバシーとデータ保護の分野で再び年間大賞を受賞した。



《商法》卓越律所大奖
China Business Law Awards Winner

2021

デジタル化時代において、華誠の専門チームは、企業のデジタル化への移行によるデータの流通とガバナンスのニーズを中心に、デジタル化への移行がもたらす市場チャンスをよく把握し、企業のデータガバナンス、データ流通、データ資産化のためのコンプライアンスソリューションを提供している。華誠は、専門性と実力をもって、企業がデータを合法的に安全に利用し、デジタル経済における企業の競争力を高めるための独自のソリューションを提供することに力を入れている。

Benchmark Litigation 中国紛争解決ランキンギを発表、華誠が上海地区の知的財産権分野で上位にランクイン

6月10日、Benchmark Litigation Chinaの初刊が発行され、中国紛争解決ランキンギが発表された。上海地区のランキンギにて、華誠は知的財産権分野で再び優秀な成果を収め、上位にランクインした。また、華誠のパートナーである劉一舟弁護士も知的財産権分野の「訴訟の星」(Litigation Star)の栄誉を獲得した。



BENCHMARK
LITIGATION
CHINA

訴訟を扱う法律事務所と弁護士に関する権威ある指南として世界トップレベルのBenchmark Litigationは、アジアの読者及び協力関係にある国際法律事務所により良い参考とガイドを提供するために、初めて中国語と英語のランキンギを同時に発表した。

全国人民代表大会常務委員会にて「データセキュリティ法」が通過

最近、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議において、「中華人民共和国データセキュリティ法」が可決され、2021 年 9 月 1 日から施行される。

「データセキュリティ法」はデータ分類等級管理、データセキュリティリスク評価、監視・警報、応急処置、データセキュリティ審査などの基本制度を確立し、関連主体のデータセキュリティ保護義務などを明確にした。これまでの第二回審議稿と比べて、「データセキュリティ法」では「国家の安全、国民経済の命脈、重要な民生、重大な公共利益などに關係するデータに対するより厳格な管理制度の実行を明確にしたこと」などを含む 5 つの面で修正された。

中国人大網、新華網より



最高人民法院が「人民法院オンライン訴訟規則」を公布

このほど、最高人民法院は「人民法院オンライン訴訟規則」（以下「規則」という）を公布し、2021 年 8 月 1 日から施行される。

「規則」の全文は合計 39 条であり、主に次の内容が含まれている。

1. オンライン訴訟の基本原則を確立し、適用範囲及び条件を明確にした。
2. 電子化された資料の効力と審査規則を明確にし、オンライン審理メカニズムの基礎を固めた。
3. ブロックチェーン証明書保存の効力の範囲を明確にし、証拠の真実性の審査基準を整備した。
4. オンライン法廷審理の適用範囲と方式を明確にし、オンライン法廷審理の秩序を規範化した。
5. 審理における非並行メカニズムを明確にし、適用範囲と条件を合理的に限定した。
6. 電子送達の適用規則を明確にし、送達発効の判断基準を細分化した。

また、「規則」では、オンライン調停、身分認証、オンライン立件、オンライン応訴、電子調書、電子ファイル、オンライン執行、オンラインデータ保護及び刑事事件のオンライン審理等の面について系統的な規定を行っている。

最高人民法院 より

国家知識産権局が「重大特許権侵害紛争行政裁決弁法」を制定公布

最近、国家知識産権局は「重大特許権侵害紛争行政裁決弁法」（以下「弁法」という）と「重大特許権侵害紛争の行政裁決受理事項に関する公告」を公布し、「弁法」は2021年6月1日から施行された。

「弁法」によると、「重大な公共の利益に係る場合」等の4つの状況のいずれかに当てはまるときは、重大特許権侵害紛争に該当する。重大特許権侵害紛争について行政裁決を請求するときは、第3条に述べた状況に合致し、かつ「請求人が特許権者又は利害関係者である場合」等の4つの条件を備えていなければならない。「弁法」では、請求が「弁法」第4条の規定に合致するときは、国家知識産権局は請求書を受領した日から5営業日以内に立件し、かつ請求人に通知しなければならず、同時に3名又は3名以上の奇数の事件担当者を指定して合議体を構成し、事件を処理しなければならないと規定している。「弁法」ではさらに、国家知識産権局が特許権侵害紛争を処理するには、立件日から3ヶ月以内に事件を終結しなければならないことも明確にした。

国家知識産権局 より





両部門、ブロックチェーン技術の応用と産業発展の推進を加速

最近、工業・情報化部、中央ネットワークセキュリティ・情報化委員会弁公室が連合で「ブロックチェーン技術の応用と産業発展の推進加速に関する指導意見」（以下「意見」という）を公布した。

「意見」では、2025年までにブロックチェーン産業の総合的な実力が世界の先進レベルに達し、当該産業に一応の目途が付くことに言及している。国際競争力を持つ中核企業3～5社とまとまった数の革新リード型企業を育成し、ブロックチェーン産業発展集結区を3～5区構築し、ブロックチェーンの標準体系を初步的に構築する。2030年までブロックチェーン産業の総合的な実力が持続的に向上し、産業規模がさらに拡大する。そのため、「意見」では、実体経済の活性化、公共サービスの向上、産業の基礎固めなど5つの任務を明確にしている。このうち、「意見」では、「ブロックチェーン+ビッグデータ」を推進し、ブロックチェーンに基づく認証追跡可能ビッグデータサービスプラットフォームの構築を加速し、データのコンプライアンスと秩序ある権利確認、共有と流動を促進し、データ資源の価値を十分に放出することを打ち出している。

工業・情報化部 より



証券監督管理委員会が「証券市場参入禁止規定」を公布

先ごろ、中国証券監督管理委員会が改正版「証券市場参入禁止規定」（中国語：証券市場禁入規定、以下「規定」という）を公布し、7月19日から施行される。

「規定」の主な改正内容には以下のことが含まれている。1、市場参入禁止（中国語：市場禁入）のタイプを明確にしている。2、取引類の参入禁止に適用する規定について。3、市場参入禁止の対象と適用する状況を明確にしている。「規定」では、新「証券法」第221条に基づき、証券市場参入禁止措置を「証券業務、証券サービス業務に従事してはならず、証券発行者の取締役、監事、上級管理職を務めてはならない」（身分類の参入禁止）と「証券取引所、国務院が認可したその他全国的な証券取引場所（総称して証券取引場所）で証券を取引してはならない」（取引類の参入禁止）の2種類に分けており、法執行機関は適合する参入禁止タイプを単独適用するか併合適用するかを選択できる。

中国証券監督管理委員会 より



国家知識産権局が「商標審査審理基準」について意見募集

国家知識産権局はこのほど、「商標審査審理基準（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を制定公布し、社会の各界に向けて意見を求めている。意見フィードバックの締切は7月12日までとなっている。

「意見募集稿」の改正内容には主に2つの面が含まれている。1、商標の形式審査と審査における事務作業の基準を追加した。2、商標審査・審理の実体基準を修正し改善した。このうち、1には、「商標出願の形式審査の部分で、形式審査の一般的な要求を明確にし、登録、異議申立、評審、取消等の商標の各業務の形式審査の作業基準を細分化した」等の5項目の内容が含まれており、2には、「商標法第4条に関する審査審理基準を追加し、使用を目的としない悪意ある商標の登録出願の適用要件、考慮する要素及び適用する状況を明確にした」等の6つの内容が含まれている。

国家知識産権局 より

両部門が「地理的表示の保護強化について指導意見」を発表

最近、国家知識産権局、国家市場監督管理総局が共同で「地理的表示の保護の更なる強化に関する指導意見」（以下、「指導意見」という）を発行した。

「指導意見」は地理的表示の行政保護強化等の6つの部分に分かれており、具体的には地理的表示保護申請の品質監督管理の強化、地理的表示に関わる企業名称登記管理の強化、渉外地理的表示の保護メカニズムの整備等の内容が含まれている。このうち、「指導意見」では、地理的表示保護の法治化レベルを高めるよう要求している。地理的表示の保護メカニズムの下で、初級農産物、加工食品、地場の生薬、伝統的手工芸品などの保護強化を推進する。「指導意見」ではさらに、地理的表示の権利侵害・冒用行為を厳しく取り締ることを強調しており、同一若しくは類似の製品に意訳、音訳、字訳を使用し、又は「種類」、「品種」、「風格」、「模造」等の地理的表示を表記する「フリーライド」の行為に対する規制と取締りを強化している。

国家知識産権局 より

華誠は、知的財産権の業務分野において業界での先進的な地位に立ち、豊かな経験を有しています。最も早く渉外特許の代理資格を獲得した知的財産権サービス機関の一つとして、華誠の知的財産権業務は、商標、特許、著作権、及び各種の新しいタイプの知的財産権の代理とコンサルティング業務、権利行使・訴訟業務、及び商事知的財産権法律業務などをカバーしています。

華誠がご提供しているサービスには、主に次のことが含まれています。

- 知的財産権代理及びコンサルティング業務
- 知的財産権の権利行使及び訴訟業務
- 商事知的財産権法律業務



最高人民法院が知的財産権侵害訴訟で権利を濫用した原告が被告に合理的な支出を賠償する問題に回答

最近、最高人民法院は「知的財産権侵害訴訟における原告の権利濫用を理由とした被告からの合理的支出の賠償請求の問題に関する回答」（以下、「回答」という）を公布し、2021年6月3日から施行された。

「回答」では、知的財産権侵害訴訟において、原告の提訴が法律に規定された権利濫用による被告の合法的権益に対する損害を構成することを証明する証拠を被告が提出し、当該訴訟により被告が支払った合理的な弁護士費、交通費、食事代・宿泊費等の支出の賠償を法に基づき原告に請求した場合、人民法院は法に基づきこれを支持することを明確にしている。被告は別途提訴して原告に上述の合理的支出の賠償を請求することもできる。

最高人民法院 より